

第 20 回 CDM 理事会 参加報告

地球環境ユニット
専門研究員 伊藤葉子

1. 総括

第 20 回 CDM 理事会会合が、気候変動枠組条約本部（ボン）において 7 月 6 日～8 日¹に開催された。日本からは、藤富正晴氏（（財）日本エネルギー経済研究所常務理事・アジア太平洋エネルギー研究センター所長）が理事代理として出席した²。

今次会合では、新規方法論の承認 1 件、統合方法論の承認 2 件、承認済み方法論の改訂 3 件が合意された。また、3 件の運営組織（OE）について信任決定がなされる等の成果があった。プロジェクト案件としては、登録申請がなされレビューにかけられていた 3 件のプロジェクトのうち 2 件の登録決定が発表され、現在までに登録承認がなされた CDM プロジェクトは 12 件となった³。このうち 4 件に日本企業が参加している。

個別案件の承認審査のほか、今次会合では、①新たに提案される方法論の審査手続きの改善策や、②プロジェクトの登録審査及びレビュープロセスの効率化など、CDM の運営体制の改善を目的とした施策についての話し合いも行われた。しかしながら、植林・再植林 CDM の方法論に関する論点整理や、小規模 CDM に関する詳細ルールの策定をはじめ、議論は詳細かつ多岐に亘ったことから、方法論の審査手続きの改善策等については、結論が先送りとなった検討事項も多く残された。

CDM 理事会の役割については、CDM の実施運用について、より監督的な機能に徹するべきとの考え方もある。しかし現状では、①個別案件の審査を効率化するための全体的な手続きが確立されていないこと、②CDM 運営の実質的役割を担う下部組織の強化のための専門家が不足していることや、これを確保するための財源に制約があること等から、そうした体制を実現するための素地が十分形成されておらず、理事会が“マイクロマネジメント”に関わらざるを得ない現状が観察された。

本稿では、こうした CDM 理事会の運営体制に関する議論にも目を向けつつ、今次理事会会合における進捗及び議論の内容と、今次会合に先立ってなされた主要決定事項をあわせて整理し報告する。

なお、次回 CDM 理事会会合は、9 月 26 日～27 日の非公式会合に引き続き、9 月 28 日～30 日に開催される予定である。

2. 主要議題及び結果概要

2-1. 運営組織の信任関連

第 17 回信任パネル会合（6 月 18 日～19 日開催）の結果等に基づき、第 7 次進捗報告が CDM 理事会に提出された。これに基づき下記の検討が行われた。

2-1-1. 運営組織の信任⁴

¹ 4 日～5 日には非公式会合（非公開）を開催。

² パネル、ワーキング・グループのメンバーとして日本から、方法論パネルに山口建一郎（三菱総合研究所）氏、信任パネルに大坪孝至氏（（財）日本適合性認定協会）、小規模 CDM ワーキング・グループに山田和人氏（（株）パシフィックコンサルタンツ）が参加している。

³ 7 月 16 日現在。このほかに登録申請中のプロジェクトで、電子決裁により 7 月中にも登録が決定する可能性のある案件が 2 件ある。http://cdm.unfccc.int/Projects/request_reg.html

⁴ 個別機関の信任に関する検討は非公開。

信任パネルによる運営組織申請者（AE, applicant entity）の信任勧告に基づき検討が行われ、この結果、新たに 2 件の組織について有効化（validation）段階⁵の信任が、1 件の組織について信任スコープの追加がそれぞれ決定した。

表：有効化審査段階の信任審査結果

組織名（＊：新たに信任を受けた組織）	スコープ
*KPMG Sustainability B.V. （オランダ）	1（エネルギー産業）、2（エネルギー輸送）、 3（エネルギー需要）
*BVQI Holding SA（英国）	1（エネルギー産業）、2（エネルギー輸送）、 3（エネルギー需要）
SGS UK LTD.（英国）	13（廃棄物処理・処分）

信任パネルの検討結果として、1 件の組織について、検証/認証段階における初の信任勧告が出されていたが、CDM 理事会の検討の結果、追加的に情報が必要であるため、今回の信任決定は見送られた。

これまでに申請を行った運営組織は、合計 30 となっている⁶。このうち 6 組織のみが非附属書 I 国の組織（うち 1 組織のみアフリカ（南ア））となっている。

なお、CDM 理事会から信任パネルに対し、信任パネルの信任勧告について、その意思決定過程等を含め、より詳細な情報を提示するよう要請がなされた。

2-1-2. 検証/認証段階の信任について

運営組織の信任は、有効化審査と検証/認証の 2 つの段階（フェーズ）に区別して行われているが、これまで、有効化審査段階の信任と検証/認証段階の信任は、これを順次行うことが想定されていた。これに対し、前回会合において、①認証/検証段階の信任のみを行うこと、②認証/検証段階の信任を有効化審査段階の信任に先立ち行うこと、の是非が検討課題とされた。前回会合の決定により、信任パネル議長に対し、認証/検証段階のみの信任に関するフィージビリティについての検討が要請された。

これを受けた信任パネルの検討の結果では、認証/検証段階で実施される立会い審査（witnessing）においては、有効化段階での審査と同様の要素が審査対象とされること等から、両段階で求められる専門知識・技能は基本的に同質であるとの見解が示された。しかし、これに対し理事会メンバーからは、こうした見解に対する根拠及びドキュメンテーションが不十分とのコメントがなされた。信任パネルは、検証/認証段階のみの信任を可能とした場合、さらに、検証/認証段階の信任により有効化段階の信任も自動的に付与することなど両段階に対する信任の順序についての包括的な手続き案を提示していたものの、上記理由から採択は行われず、検証/認証段階単独での信任の是非について、信任パネルが再度検討することとされた。

2-1-3. CDM の運営体制改善に関わる取り組み

（1）信任チーム（AT）の強化

前回会合での検討により、運営組織申請者（AE）の審査にあたる信任チーム（Accreditation Team, AT⁷）を強化するために、方法論の専門家を AT に加えることが決

⁵ 運営機関の信任及び指定は、有効化審査（validation）と検証/認証（verification/certification）の 2 つの段階（フェーズ）に分けて行われ、当該組織の専門性に応じて、スコープ（DOE が業務を実施できる専門部門）が認定される。（Procedure for accrediting operational entities by the Executive Board of the clean development mechanism (CDM)）

⁶ このうち、これまでに 3 つの組織が辞退（withdraw）した。

⁷ 理事会が承認した専門家リスト（ロスター）から方法論パネルが選任する。

定された。今次会合では、本件について具体的な実施に移る旨確認された。今後は、AT による AE 審査においては、CDM の方法論を扱うための AE の専門性にこれまでよりも重点が置かれると考えられる。これにより、現在 CDM 理事会により進められている、方法論の確立に関する DOE の役割強化の方向性に寄与することが期待される。

（２）AE/DOE との情報交換

第 17 回信任パネル会合開催に合わせ、第 3 回 AE/DOE フォーラム（Coordination Forum）⁸が 6 月 19 日にオスロで開催され、これについて信任パネル副議長より報告が行われた。（主な内容については下記 2－3．参照）

2－2．ベースライン及びモニタリング方法論に関する検討

今次 CDM 理事会会合に先立ち、第 16 回方法論パネル会合（6 月 14 日～17 日）が開催された。前回の CDM 理事会会合での選任により、方法論パネルメンバーはこれまでの 10 名から 15 名に増加された。メンバー増員を受け、個別方法論の審査は、方法論の対象分野別に、メンバーの専門性等に基づき二つの分科会を設け検討が行われ、一方、横断的イシューについては全体会合で検討が行われた旨方法論パネル議長より報告が行われた。こうした検討体制の変革により方法論パネルの作業効率が向上したとの見解が示された。

2－2－1．個別方法論の検討

方法論パネルによる個別方法論の承認勧告に基づき今次理事会会合では、18 件の方法論について検討が行われた。結果、統合方法論 1 件、承認済み方法論の改訂 3 件、新規方法論 1 件が承認された。

（１）統合方法論

①承認された統合方法論

●排熱・排ガスのエネルギー利用の統合方法論（NM0031-rev2、NM0087、NM0088）
方法論パネルの勧告及びリフォーマットに基づき、適用条件に関し一部の修正を行った上、承認することが合意された。

②その他の統合方法論に関する検討

●バイオマス残滓を利用したグリッド連結発電及び熱利用の統合方法論（AM0004・AM0015・NM0050-rev、NM0081）

方法論パネルよりリフォーマットが提示され、承認勧告がなされていたが、CDM 理事会での検討の結果、リーケージを勘案する際の、バイオマスの予備的な供給量に関する規定について方法論パネルで検討することとされ、承認は見送られた。

バイオマスの方法論については、バイオマス発電プロジェクトにおけるバイオマスの扱いに整合性を持たせるべく検討が行われているが、作業は難航している。このため、本方法論は、バイオマス全般に関する方法論の策定に先立ち、バイオマス残滓に焦点をあてた統合方法論をまず策定するとの目的で検討が行われた。本方法論は、①実施プロ

⁸ 第 14 回 CDM 理事会会合（2004 年 6 月 12～14 日）において、AE/DOE の業務強化のための方策に関する情報交換を行うことを目的として、CDM 理事会会合の実施にあわせ、気候変動枠組条約事務局が AE/DOE を対象とした会合を開催することが決定された。第 1 回会合は 2004 年 12 月 10 日にブエノスアイレスで開催された。

ジェクトによるエネルギー効率の改善、②発電量の増大により、生産物の生産原単位（product unit）の変化がある場合（新規生産とみなされる場合）には適用不可とされている。他方で、発電効率の改善を取り入れたスコープ拡大が検討されており、これが実現した場合には、AM0015（バガスを利用したグリッド連結熱電併給方法論）⁹は置換されることが今次会合にて決定された。なお、これまでの決定により、本方法論の策定により AM0004 も置換されることが決まっている。

今後、バイオマスに関する方法論については、方法論パネル、植林・再植林ワーキング・グループ、小規模 CDM ワーキング・グループが合同で検討することとなっている（下記 2-2-3.（4）参照）。

●合成セメントの使用及び生産に関する統合方法論（NM0045-rev、NM0047-rev、NM0095）

方法論パネルより、①上記 3 件の方法論に加え、NM0106 を加えること、②統合作業完了までに更なる検討を行い次回理事会会合までにリフォーマットを作成する旨報告され、CDM 理事会は、本方法論に関する作業を優先して行うことを方法論パネルに要請した。

●炭鉱メタン方法論（NM0066、NM0075、NM0093、NM0094）

方法論パネルより、①上記 4 件の方法論に加え NM0120 を含むこと、②技術的見地から専門的な検討を加えた上で次回方法論パネル会合にて統合作業を進める旨報告がなされた。

（2）承認済み方法論の改訂¹⁰

●スチームトラップの置換及びコンデンセートを戻すことによる蒸気システムの効率改善方法論（AM0017）

方法論パネルより、方法論中の一部方程式につき修正を行うとの勧告がなされ、理事会が承認した。

●産業セクターにおける廃水回避及びオンサイトのエネルギー利用による排出に関する方法論（AM0022）

嫌気性ラグーンの温度が保たれる条件についての明確化が必要とのコメント（15℃以上との規定が、大気温か、水温か、また短期日にこれを下回った場合の扱い等）が理事会メンバーよりなされたが、他の方法論との整合性に鑑み修正は要求されず、方法論パネルの勧告通り承認された。

●埋立ガスの回収プロジェクトにおける簡便化経済分析（AM0003）

メタン濃度に関する数値に誤りがあり、訂正を行う旨、理事会が承認した¹¹。

（3）新規方法論の検討

①承認された方法論（A 判定）

●天然ガスパイプラインの漏洩削減（NM0091）

⁹ これまでに、ベースライン選択、適用可能性、リーケージにつき問題が指摘されている。

¹⁰ 「承認済み方法論の改訂手続き」に基づき、改訂は CDM 理事会が合意した日付（7 月 9 日）より有効となる。改訂の決定が行われる以前に登録申請を行ったプロジェクトについては、改訂前の方法論の使用が認められる。

¹¹ 本件は、方法論パネル会合報告書（第 16 回）には含まれていないが、今次理事会会合にて方法論パネル議長より上記訂正が求められ、承認された。

ガスパイプの漏洩の修繕を行うことにより、排出削減を行うとする方法論である。メンバーからは、クレジット期間を更新するために、修繕を行わないインセンティブが発生するのではないかといった指摘が行われ、こうした活動は“one time activity”として、クレジット期間を一期のみに限定すべきことや、クレジット期間を更新する際には修繕が行われていない箇所について、修繕が行われないことの正当性について厳重にチェックすべきといったコメントがあった。結果、漏洩箇所の修繕記録の情報入手時点につき一部修正した上で、方法論パネルの勧告どおり承認された¹²。

●有機性廃棄物のコンポスト化（NM0090）

方法論パネルの検討の結果、A 判定とされ、コンポスト過程で発生する N₂O の排出に関する規定を加えた上で、次回 CDM 理事会会合にリフォーマットが提出されることになっている。今次会合にて、AM0013¹³で採用されているような MCF（メタン形成値）等に関する不確実性を考慮した割引率を設定する必要があるとの指摘がなされ、リフォーマットにはこれらの点につき反映することとされた。

②条件付差し戻しとされた方法論（B 判定）¹⁴

NM0070、NM0078、NM0080、NM0082、NM0092

③不承認とされた方法論（C 判定）

NM0071-rev、NM0096、NM0097、NM0099、NM0100、NM0101、NM0103、NM0104、NM0109、NM0114

方法論パネル議長よりこれら方法論が C 判定とされた理由について、概要説明がなされた。とりわけ、多くの方法論が、「ベースラインシナリオの選択においては追加性立証ツールを用いる」としているものの、追加性立証ツールはベースラインシナリオ選定に用いられるためのツールではないことから、こうした記述ではベースラインシナリオ選択についての説明が欠落することになるとの指摘がなされた。なお、こうした方法論の提出が散見される現状に鑑み、ベースラインシナリオ選定のためのツールの開発に着手することが今次会合で決定した。（下記 2-2-3.（1）参照）

④判定が先送りとなった方法論

●政策タイプ方法論（NM0072）

方法論パネルは、本件については CDM 理事会のガイダンスを待って検討するとしているが¹⁵、今次会合では議論は行われず、実質的には棚上げとなっている。

¹² なお、本方法論の検討に際して、追加性立証ツールの使用に関し議論が行われ、下記につき確認が行われた：①承認された方法論が追加性立証については当該ツールを用いるとしている場合には、ツールの使用は義務付けられること；②ツールを使用せず追加性を立証しようとする場合には、別途方法論を提案すること。他方、ツールの使用を規定している方法論と規定していない方法論とが組み合わされて統合方法論が策定される際のツールの扱いについては見解が分かれている模様。

¹³ Forced methane extraction from organic waste-water treatment plants for grid-connected electricity supply and/or heat production

¹⁴ これらの方法論についてプロジェクト参加者は CDM 理事会が指定する内容につき、修正・補足が求められる（期限は 7 月 25 日）。

¹⁵ 途上国政府あるいは地方自治体等において、温室効果ガス排出に影響を与える法規制の策定、施行、施行強化等が行われる場合に、実現された排出削減をクレジット化することを CDM として有効とすることの是非について、方法論パネルより CDM 理事会の見解が求められている（「第 19 回 CDM 理事会参加報告」参照）。CDM 理事会はこれまでに国家・地方自治体による法規制とベースラインシナリオの関係に関する文書（Clarifications on the treatment of national and/or sectoral policies and regulations (paragraph 45 (e) of the CDM Modalities and Procedures) in determining a baseline scenario）を採択している。しかし、強制力を持つ環境規制（L+, L-）の扱いが明確化しておらず、本方法論の検討にも影響を及ぼすものと考えられる。

2-2-2. 方法論の審査手続き改善に関する検討

新たに提案される方法論の審査手続きを迅速化するための検討が行われている。前回会合までに、質の悪い同一の方法論が些少な修正を加えた上で繰り返し方法論パネルに提出され、こうした方法論の審査に時間及び労力が費やされており、このことが、使用可能な方法論策定を阻んでいる、といった観察がなされた。こうした背景から、「方法論の提出・審査手続き」につき、前回会合までに合意済みの補足・修正を反映させた改訂案が今次会合で合意された¹⁶。これに加え、下記の施策につき今次会合にて、担当理事メンバー作成による改善案をたたき台としてあらためて検討が行われた。改善策の個別の要素については合意が成立した点があったが、本件は方法論審査プロセス総体の改善策として検討されていることから、個別要素が全体的な改善策にどのように組み込まれることになるのか、今後の動向を注視する必要がある。

(1) 方法論提出料の課徴

本件については、①十分に精査されていない方法論が提出されることを抑止する、②方法論審査のための財源とする、の両面の目的があり得ると考えられるが、基本的に①を目的としながら、新規方法論提出のインセンティブが阻害されることのないよう、プロジェクト参加者にとって過大な負担とならない水準を目指す方向で検討された。具体的には 1000 米ドルまたは 5000 米ドルとすることが検討されたが、合意には至らなかった。

また、方法論の承認に至った案件については、プロジェクトの登録申請時において、登録申請料から方法論提出料金分を差し引く形で払い戻すこと（前払い金としての扱い）が検討された。さらに、不承認（C 判定）とされた方法論が複数回提案された際の、提出料の払い戻しの扱い（提案回数分すべてを払い戻すのか、承認された方法論に対する 1 回のみの払い戻しとするのか）についても検討されたが、結論が出なかった。

(2) 提出される方法論の事前チェック¹⁷

質の悪い方法論の事前チェック（スクリーニング）を強化するための施策について検討され、これを DOE が担うべきか、その場合にどの程度の役割を求めるのか、といった点について議論が行われたが、結論に至らなかった。なお、プロジェクト参加者が DOE に対し任意に事前チェックを依頼することは可能とされた。

一方、現状の規定に従い方法論パネルが実施する事前チェックについては、これに用いられるクライテリア（チェックリスト）を改訂し、あわせて、事前チェックのためのフォーム（F・CDM-Nmas）を改訂することにつき合意した。内容及びモダリティについては引き続き検討が行われる。方法論パネルは、チェックリストを強化し、パネルメンバーが方法論の内容に踏み込んでチェックを行う場合には、人件費 0.5 日分が必要としている。

¹⁶ Procedures for Submission and Consideration of a Proposed Methodology (Version 07)

¹⁷ 現状の規定では、プロジェクト参加者による新たな方法論は、一旦 DOE に提出され、事務局に提出される。これらの段階で書式上のチェックが行われた後、方法論パネルに提出され、方法論パネルメンバーが事前チェックを実施する手続きとなっている (Procedure for the submission and consideration of a proposed new methodology, Version 06)。

（３）Ｃ判定のクライテリア¹⁸

提出された新方法論を Ｃ 判定とする際の判断基準の明確化につき、検討を行うこととなっているが、今次会合では具体的な進展はなかった。

（４）Ｂ判定の回数制限¹⁹

修正要件付き差し戻し（Ｂ判定）とされる方法論の再提出を認める回数を制限する（１回または２回（方法論パネルで審査される合計回数はそれぞれ２回または３回））との案につき検討されたが合意に至らなかった。再提出を認める期間については、５ヶ月間の期限を設けることが合意された²⁰。

（５）方法論パネルへの CDM 理事会メンバーの参加

理事代理メンバー２名（附属書 I 国及び非附属書 1 国から１名ずつ）が、方法論パネル会合に参加することとされたが、期間等モダリティは未定となっている。

（６）方法論関連フォームの改訂

- 前回会合に引き続き、方法論の提出フォーマット及び記述ガイドラインの改訂につき検討がなされた²¹。
- ベースライン方法論の提出フォーム（CDM-NMB）及び記入ガイドラインにつき、方法論パネルの勧告に基づき合意された。モニタリング方法論の提出フォーム（CDM-NMM）の改訂については方法論パネルが引き続き改訂案を検討する。
- 方法論パネルから CDM 理事会への方法論の勧告は要約版を用いることとされ、フォーム（F-CDM-NMSUMmp）が採択された²²。
- DOE が承認方法論に関する質問事項を提出するためのフォーム（F-CDM-NMDOEq）と、方法論パネルからの回答に用いるためのフォーム（F-CDM-NMDOErec）が採択された。これは、DOE/AE とのインタラクション等をふまえ、フィードバックプロセスの整備の一環として行われた。

2-2-3. 方法論に関するその他の検討

（１）ベースラインシナリオの選定ツール

CDM 理事会はこれまでに「追加性立証ツール」を策定しているが、同ツールは、想定されるベースラインシナリオの妥当性について判断するために用いることはできない²³（前出 2-2-1.（３）③）。提出される新方法論に、この点についての問題が多く見られることから、今次会合において、ベースラインシナリオ選定のためのツールが新たに開発する

¹⁸ 提出された新方法論で修正条件付き差し戻しとされた方法論は、修正箇所を正して再提出されれば了承され、修正が行われなければ Ｃ 判定となるものと考えられる。しかし、実情では、修正が十分に行われないう場合や、修正した結果、他の箇所との整合性が取れなくなる場合などがあり、再提出された案件が、当初の修正条件とは直接関係がない観点から差し戻しとなるといったケースがある。このため方法論の判定や修正の経緯が不透明であるとの問題がある。

¹⁹ 現行では、方法論パネル及び理事会の審査の結果、修正項目付きで差し戻しとされた方法論（Ｂ判定の方法論）は、専門家（事務局管理によるロスターに登録）による机上審査等、通常の新規方法論提案の手続きを経ることなく、直接方法論パネルに再提出される。しかし、こうしたルートで審議にかけられる方法論が、理事会が求めた修正項目や追加情報について十分な対応がなされないまま再提出されていると考えられるケースが増えているとの指摘がある。

²⁰ メンバー間の検討グループから４ヶ月、６ヶ月の提案が行われたところ、メンバーから特段意見がなかったことから、中間の値がとられた。

²¹ 提出される方法論のフォーマットから承認方法論としてのリフォーマットを容易にすることで作業の軽減を図ることを目的としている。

²² プロジェクト参加者に対する勧告フォーム（F-CDM-NMmp）と併せて使用される。

²³ 「追加性立証ツール」の前文にはベースラインの選定には別途検討が必要な旨記載がある。

ことが合意された。当該ツールは、ベースラインシナリオの選定について、追加性立証ツールにおいて引用されることになる。追加性立証ツールと同様に、プロジェクト参加者に対し使用が義務付けられるものではない。

（２）早期実施プロジェクトの遡及クレジット²⁴の情報の時点

前回会合に引き続き、早期実施プロジェクトにおいて参照される情報の時点について検討が行われた。前回会合では、追加性については、プロジェクト開始時点までに入手可能な情報に基づき評価することを合意した。

今次会合では、恣意的なベースラインの選択を防ぐため、ベースライン排出を決定する際の情報の時点について検討され、有効化審査の段階における最新の情報を用いることが合意された。方法論が、ベースライン排出の決定についてプロジェクト実施前と実施後のデータを選択肢とするとしている場合には、事後的なデータを用いること、両者のうち値の低い方をとることとしている場合や、選定を明確に指示している場合には、方法論の規定に従うこととされた。

（３）クレジット期間の更新

実施プロジェクトのクレジット期間が更新される際の、ベースラインシナリオの継続の妥当性、法規制の導入があった場合の扱い等について、方法論パネルより勧告がなされた。特段の変更はなく、文言上の修正が加えられた上で合意された²⁵。

（４）バイオマスを利用する方法論一般に関する検討

バイオマスを利用した方法論について、方法論パネルと AR ワーキング・グループによる合同会合が開催され（6 月 14 日）、検討が行われた。今次会合では、①バイオマスの定義²⁶、②植林・再植林 CDM 活動以外の CDM 活動から発生する炭素蓄積量の変化について、合同会合にて採択された勧告に基づき検討が重ねられ、勧告内容が合意された。炭素蓄積量の変化をもたらす CDM 活動の扱いは下記とされた：

- 炭素蓄積量を減少させる場合には、減少分をクレジットより控除（プロジェクト排出とみなす）こと；
- 炭素蓄積量を増大させる場合には、増加分は勘案されない（排出削減としてカウントされない）こと；
- ただし、炭素蓄積量を変化させる分については、別途、植林・再植林 CDM としてプロジェクト申請を行い、tCER・ICER を取得することは可能。

他方、①CDM 活動による、持続可能な方法で使用されるバイオマスの定義、②小規模植林・再植林 CDM の簡便化方法論における、再生可能なバイオマス（カーボンニュートラルとなる）と非再生可能なバイオマス（カーボンニュートラルとならない）の定義について、方法論パネル、AR ワーキング・グループ、SSC-WG で検討することを要請した。

また、通常の CDM 活動において、結果として炭素蓄積量に影響を与える方法論²⁷が検討されるにあたっては、AR ワーキング・グループの見解を得ることとされた。

²⁴ 定義については後述 2－6－3．参照。

²⁵ 詳細は「第 16 回方法論パネル報告書」を参照。

²⁶ Biomass means non-fossilized and biodegradable organic material originating from plants, animals and micro-organisms. This shall also include products, by-products, residues and waste from agriculture, forestry and related industries as well as the nonfossilized and biodegradable organic fractions of industrial and municipal wastes. Biomass also includes gases and liquids recovered from the decomposition of non-fossilized and biodegradable organic material. Of which, biomass residues are biomass by-products, residues and waste streams from agriculture, forestry and related industries. （第 16 回方法論パネル会合報告より抜粋）

²⁷ バイオマス・エネルギーのプロジェクトにおける薪炭利用（炭素蓄積量の減少）、プロジェクト活動に植林事業が含まれる場合（炭素蓄積量の増加）、かまどの効率改善により、結果として燃料となる薪炭の消費量が減少する場合（炭素蓄積量の増加）等のケースがある。

（５）DOE との情報交換

方法論パネルは、承認済み方法論の適用について、DOE 代表者との会合を 6 月 13 日（ボン）開催した。これについて方法論パネル議長より報告が行われた。（下記 2－3．参照）

2－3．DOE/AE とのインタラクション

上述のように、今次会合に先立ち、信任関連組織（DOE/AE）は、①信任パネルとの会合（6 月 19 日、オスロ）、②方法論パネルとの会合（6 月 13 日、ボン）に参加した。DOE/AE フォーラム²⁸議長（Einar Telnes 氏、Det Norske Veritas）より、両会合にて DOE/AE より出された主なイシューとして下記につき報告が行われた：

- 承認済み方法論の改訂：マイナー箇所につき改訂が求められる場合の、猶予期間の適用等を含む手続きのあり方；
- マテリアリティ：プロジェクト排出の算出について、不確実性がある場合等に、影響の大小に応じた重み付けと、それに基づく閾値の策定；
- ライアビリティ：途上国で入手されるデータ等、第三者情報に対する DOE の免責条項（disclaimer）についての再検討；
- 早期実施プロジェクトの遡及クレジット（「追加性立証ツール」におけるステップ 0）：市場に適切なシグナルを与えるため、規定・ルールの明確化が必要。

2－4．植林・再植林 CDM

今次会合では、第 4 回植林・再植林ワーキング・グループ（AR ワーキング・グループ）会合（AR-WG4：6 月 12 日～13 日開催）の検討結果等をふまえ、下記について討議が行われた。なお、AR ワーキング・グループの副議長として、来年はじめまで暫定的に J. Miguez 氏が選任された²⁹。

2－4－1．個別方法論の検討³⁰

植林・再植林プロジェクトの方法論として新たに提出された方法論のうち、5 件についての審査結果が了承された。このうち、ARNM0003、ARNM0004、ARNM0005 については不承認とすることが決定し、植林・再植林の方法論の採択には至らなかった。ARNM0006、ARNM0007 については予備勧告（Preliminary Recommendation³¹）が了承された。

これら方法論の審議に際して、AR プロジェクトにおけるプロジェクト境界（バウンダリー）のとり方、追加性と国内法規制との関係、リーケージの考え方等について議論がなされた。これらの問題点は、今回審査された方法論のみならず、一般的に想定される問題点でもあるため、AR ワーキング・グループで検討することが要請された。

現在（7 月 16 日）のところ、審査が待たれる AR 方法論は 6 件となっている。

²⁸ 前出 2－1－3．（2）参照。

²⁹ 同氏は方法論パネルの副議長と兼任。

³⁰ 第 14 回 CDM 理事会の決定により、植林・再植林の方法論は AR ワーキング・グループで検討（第 14 回 CDM 理事会報告書、附属書 8）。また、第 18 回 CDM 理事会の決定により、方法論に関する審査の専門性強化のために AR ワーキング・グループに方法論パネルから 1 名が参加。

³¹ AR ワーキング・グループは、新たに提出された方法論について、専門家による机上審査、パブリックコメントに基づき、方法論提案者に予備勧告を示す。方法論提案者は指定運営組織を通じて、10 営業日以内に補足・修正を行うことができる。Procedure for the submission and consideration of a proposed new methodology for afforestation and reforestation project activities under the CDM

2-4-2. 植林・再植林 CDM に関するその他の検討

(1) 植林・再植林の小規模 CDM の簡便化方法論について

第 10 回京都議定書締約国会議（COP10）の決定を受け、第 18 回 CDM 理事会会合において、植林・再植林の小規模 CDM の簡便化方法論についての検討を開始するよう AR ワーキング・グループに対し要請が行われた。今次理事会会合にて、AR ワーキング・グループによる第一次ドラフトについて、パブリックコメント受付（7 月 12 日～8 月 8 日）のため公開されることが合意された。それを踏まえて、AR ワーキング・グループは引き続き検討を行うこととなっている。なお、植林・再植林の小規模 CDM の簡便化方法論は、COP/MOP1 で勧告することが求められており、早急な検討が必要となっている。

(2) 植林・再植林 CDM の追加性立証ツールについて

AR ワーキング・グループは、植林・再植林 CDM の追加性を立証するために用いられる「植林・再植林 CDM の追加性立証ツール」について、ドラフトの作成を行った。「植林・再植林 CDM の追加性立証ツール」は、これまでに策定された「(排出源 CDM の) 追加性立証ツール」を大筋で踏襲³²しているが、下記に特徴が見られる：

- Common practice analysis（一般的慣行分析：プロジェクトで実施しようとする施策が通常は行われていないことに関する証左）が要求されていない点；
- 早期実施プロジェクトについて、排出源 CDM と同様にスクリーニング規定 (Step 0)³³が設けられている点；
- 同じくステップ 0 において、土地の適格性評価が求められる点。

今次会合ではこのドラフトに基づき検討がなされ、①common practice analysis が含まれない理由、②土地の適格性と追加性との関連が不明確、③ベースラインシナリオの選定根拠が要求されるべき³⁴、④土地の適格性判断の際に求められるデータは、途上国での入手可能性に限度があることが考慮されるべき、といったコメントがなされた。①に対しては、COP 決定により、1990 年以降森林ではないことが土地の適格性とされているため、現状の継続が common practice であること、すなわち植林プロジェクトはすべて common practice ではないと判断されるとの見解が AR ワーキング・グループ議長より示された。その他の論点及び、当該ツールの妥当性については、パブリックコメント（7 月 12 日～8 月 8 日）を求めることが合意された。AR ワーキング・グループはこれに基づきツールの検討を引き続き行うことになる。

(3) AR 関連フォームの作成・改訂

- ・AR 方法論の提出フォーム (CDM-AR-NMM、CDM-AR-NMB) の改訂が AR ワーキング・グループに要請された。
- ・CDM 理事会に対する勧告の際に使用するフォームを、方法論パネルによる勧告フォーム (F-CDM-NMSUMmp、前出 2-2-2. (6)) をベースとして作成することが AR ワーキング・グループに要請された。

³² 「(排出源 CDM の) 追加性立証ツール」と同様に、当該ツールはプロジェクト参加者に対し使用が義務付けられるものではない。

³³ 前出 2-2-3. (2)、2-3. 参照

³⁴ 前述のように、排出源 CDM においても同様の議論がなされている。

2－5．小規模 CDM³⁵

小規模 CDM ワーキング・グループ (SSC-WG) は、第 2 回会合 (5 月 16 日～17 日) を開催し、報告書を提出した。これに基づき CDM 理事会は下記について討議を行った。

(1) 小規模 CDM のバンドリング

複数の小規模プロジェクトを一括化 (バンドリング) するための詳細規定について検討が行われた。バンドリングは、プロジェクト参加者にとっての取引費用軽減を目的とし、マラケシュ合意に枠組みが示されているものであるが、詳細ルールが決まっておらず、SSC-WG で検討が行われていた。SSC-WG からの勧告に基づき、今次会合では、下記 4 つのプロジェクトケースにおけるバンドリングの可否及び、バンドリングが行われる際の基本的なルールについて検討が行われた。

<プロジェクトケース>

- ①同一のタイプ³⁶、カテゴリー³⁷、技術³⁸ (例：グリッド連結の風力発電同士のバンドリング)
- ②同一のタイプ、カテゴリー、異なる技術 (例：グリッド連結の太陽光発電とグリッド連結の風力発電のバンドリング)
- ③同一のタイプ、異なるカテゴリー、異なる技術 (例：グリッド連結の風力発電と自家発電として用いるバイオマス発電のバンドリング)
- ④異なるタイプ、異なるカテゴリー、異なる技術 (例：グリッド連結の風力発電とメタン回収・燃焼のバンドリング)

上記①、②については、バンドリングを認める方向性で議論が行われ、SSC-WG が詳細なガイドラインを作成することとした。他方、③、④については、これらのケースについてバンドリングを認めた場合の技術的インプリケーションについて更に検討を行うよう SSC-WG に要請することが決定した³⁹。

小規模 CDM のバンドリングは、今次会合で多くの議論がなされた議題のひとつであった。本件については、異なる国で実施されるプロジェクトのバンドリングの是非や、バンドリング申請のタイミングや解除について、より柔軟な措置を取るべきか、といった点について議論が行われた。これらの論点には、一方で、プロジェクト参加者にとっての取引費用を可能な限り低減させるべきとの考え方と、他方では、制度上の煩雑さを不必要に増大させるべきではないとする考え方とが示され、議論が紛糾した。こうしたことから今次会合では網羅的なバンドリング手続きの採択には至らず、下記の一部基本ルールに限り合意がなされた。残された論点については、SSC-WG が再度検討を行うこととなった。

<バンドリングを行う際の基本ルールについての合意事項>

³⁵ 主な適用条件は、マラケシュ合意が規定する小規模 CDM プロジェクトの 3 基準を満たすこと、及びプロジェクトの実施障壁の 1 つを示すことによる追加性立証が可能であること、バンドリングが適正であること。

³⁶ 小規模 CDM には、再生可能エネルギー(タイプ I)、省エネルギー(タイプ II)、その他(タイプ III)の 3 タイプがあり、小規模プロジェクトとしての適格性を示す閾値がそれぞれに設定されている。(Decision 21/CP.8)

³⁷ 小規模 CDM の各タイプの下に設定されているプロジェクトの類型 (indicative methodology list)。例えば再生可能エネルギー (タイプ I) の下で、グリッド連結される再生可能エネルギー (タイプ I-カテゴリー D) など。(Decision 21/CP.8, Appendix B)

³⁸ 実施されるプロジェクトで用いられる技術。例えば、グリッド連結される再生可能エネルギー (タイプ I-カテゴリー D) 下であれば、風力発電、太陽光発電等。

³⁹ なお、通常の CDM では、同一プロジェクトの流れの中で、異なるタイプの要素を組み合わせることが認められている (例：ACM0001 におけるメタン回収及び自家発電によるグリッド代替等)。

- バンドリングの申請は、プロジェクトの登録申請段階で行うこと；
- プロジェクト参加者は、プロジェクトサイクルのうちバンドリングを行う段階⁴⁰について決定し、バンドリングの解除は認められない。ただし、CDM 理事会は例外的な措置について検討を行う可能性があるものとする；
- バンドリングを構成するプロジェクトの変更は認められず、バンドリングに含まれるプロジェクトの申請は、すべてが同時に行われること；
- バンドリングされたプロジェクトはすべて同一のクレジット期間であること。

（２）小規模 CDM のカテゴリーの排他性

SSC-WG の勧告に基づき、小規模 CDM について策定されている 3 つのタイプに関する確認事項として、①3 つのタイプは相互に排他的であること、②新しいプロジェクトカテゴリーを提案する場合には、提案者はまず、タイプ I か II のいずれかに該当するかどうかを検討し、該当しない場合にはタイプ III とすることが再確認された。

（３）小規模 CDM のクレジットの上限

前回理事会会合を受け、小規模 CDM としての適格性（eligibility）に関連しプロジェクト活動の排出が増えることで結果的に削減量が増加する場合の扱いについて、SSC-WG が検討を行った。これに基づき今次会合にて下記が合意された：

- 小規模プロジェクトとしての閾値はクレジット期間の毎年において適用（クレジット期間中の平均ではない）；
- これを超える場合には、PDD において見積もられた年間排出削減量の最大値をキャップとすること；
- プロジェクト参加者は、実施プロジェクトが該当する閾値を超えないことを示す証明（proof）を PDD に記述すること；
- クレジット期間の更新を行う際には、当該プロジェクトの閾値に関する適格性（compliance with the limits）について再評価を行うこと。

（４）小規模 CDM の簡便化方法論⁴¹

小規模 CDM を実施するための簡便化方法論について、新たに 8 件の提案が行われた⁴²。これに基づき SSC-WG では下記の合意について報告がなされた：

- バイオ燃料（biofuel）に関連するプロジェクトのカテゴリーを Type I に追加することとし、次期 SSC 会合でドラフトを検討；
 - 運輸部門のバイオディーゼルに関連するプロジェクトのカテゴリーをタイプ I に含めることを合意。ただし、「再生可能なバイオマス」についての定義については方法論パネル、AR ワーキング・グループ、SSC ワーキング・グループが合同で検討中⁴³であるため、結論を得た上で本件カテゴリーの開発を行うことを合意。
 - 嫌気的廃水処理からのメタン排出回避に関連するプロジェクトのカテゴリーを Type III 中の新たなカテゴリーとして追加し、次期 SSC-WG 会合でドラフトを検討。
- なお、方法論の提出期限を会合開催 4 週間前までとすることにつき、合意された。

⁴⁰ PDD、有効化、登録、モニタリング、検証/認証（Decision 21/CP.8）

⁴¹ 小規模 CDM の簡便化方法論は、①プロジェクト境界、②リーケージ、③ベースライン、④モニタリング、の 4 つの要素につき、CDM 理事会の勧告に基づき COP 8 にて採択された（Simplified modalities and procedures for small-scale CDM project activities, Appendix B）。

⁴² How to propose a small scale methodology: Project participants willing to submit a new small-scale project activity category or revisions to a methodology shall make a request in writing to the Board providing information about the technology/activity and proposals on how a simplified baseline and monitoring methodology would be applied to this category. (<http://cdm.unfccc.int/methodologies/SSCmethodologies>)

⁴³ 前出 2-2-3 (4)

2-6. プロジェクトの登録関連

個別プロジェクト案件に関する登録状況について、事務局より報告が行われたほか、登録審査の効率化のための方策について議論が行われた。

2-6-1. プロジェクト案件の CDM 登録

今次会合では、これまでの決定により、登録申請を受けてレビュー⁴⁴が実施されていたプロジェクト案件 3 件のうち、プロジェクト参加者及び DOE からの回答があった 2 件（①チリにおけるコジェネの燃料転換プロジェクト（Graneros Plant Fuel Switching Projects, #0024）；②ホンジュラスにおける小水力発電プロジェクト（La Esperanza Hydroelectric Project, #0009）の登録承認が確認された⁴⁵。①の案件は、各種設備の燃料を石炭・石油から天然ガスへ代替する内容で、我が国より J パワー（株）が参加している。残る 1 件（アルゼンチンにおける LFG 回収・燃焼プロジェクト（Olavarria Landfill Gas Recovery Project, #00029））については、修正要件をふまえ再度登録を申請するよう求められているが、再申請は行われていない⁴⁶。

現在（7 月 16 日）までに登録された CDM プロジェクトは、合計 12 件（うち上記①、②の 2 件は登録の決定のみ）となっている。このうち 6 月 26 日付で登録が成立した Huitengxile 風力発電プロジェクトは、中国の初の CDM となった。また、これら登録済みプロジェクトのうち 5 件は小規模 CDM であり、わが国から関西電力がプロジェクト参加者となっているブータンでの小規模水力発電プロジェクトが含まれている。（日本企業が参加している登録済み CDM は合計 4 件。）

現在登録申請中のプロジェクト案件は 7 件となっている。1 件（Paramonga CDM Bagasse Boiler Project, #0070）については、理事会メンバー 4 名からレビュー要請がなされており、次回 CDM 理事会会合でレビュー実施如何が検討される。なお、これら登録申請中のプロジェクトのうち 5 件に日本企業が参加している。

2-6-2. 登録審査手続きの改善に関する検討

上記 2 案件のようにレビュー実施を受けたプロジェクトは、登録申請から登録決定までに数ヶ月を要するケースが出ている。また、登録申請がなされた各案件は、現行では理事会メンバーが評価（appraisal）を行っているが、今後登録申請案件が年間 100 件を超えて増大することが予想されることから、評価にかかる作業負担を軽減し、審査を効率化する必要性が指摘されている。こうした背景から、登録申請がなされたプロジェクトのレビュー実施に関する現行規定⁴⁷の改定を行うべく、手続き改善についての検討が行われている。

今次会合では、具体的な改善案が担当理事メンバーから提出された。これに基づき、①

⁴⁴ プロジェクトの CDM 登録申請後、8 週間（小規模 CDM は 4 週間）（レビュー要請期間）以内に CDM 理事会メンバー 3 名以上の要請が出された場合等に、レビューの実施如何の検討が行われる（Decision 17/CP.7, para 41）。レビューが実施される場合、理事 2 名に加え、理事代理 2 名によるレビュー・チームがレビュー勧告の作成・取りまとめを行うこととされる（第 18 回理事会以降）。

⁴⁵ これら案件は、レビュー実施の決定（EB18）を受け、それぞれの案件ごとに割り当てられたレビュー・チームが、明確化（clarification）が必要な事項につきプロジェクト参加者及び DOE に説明を求めたうえで勧告をまとめ、理事会メンバー間での電子決裁にかけられていた。

⁴⁶ 本案件は、小規模 CDM としての登録申請が行われていたところ、プロジェクト境界（バウンダリー）の考え方が不適切であり、小規模プロジェクトではなく通常のプロジェクトとしてあらためて申請を行うようプロジェクト参加者、DOE に要請を行うことが決定している（第 19 回 CDM 理事会会合）。

⁴⁷ Clarifications to facilitate the implementation of the procedures for review as referred to in paragraph 41 of the CDM modalities and procedures（EB16 Annex 5）

登録申請が行われたプロジェクトの評価 (appraisal) の実施体制 (技術的な検討対象 (レビュー・スコープ) の特定方法等)、②レビュー実施決定後の体制、③プロジェクト参加者・DOE へのフィードバックの円滑化、の 3 つの領域における改善策について討議が行われた。検討の結果、下記について合意がなされた：

- レビュー要請からレビュー実施決定の期間中、PDD の再提出は受理しない (現行通り) とする一方、レビュー・スコープを特定する際の参考とすることを目的に、プロジェクト参加者及び DOE からコメントを受け付けること；
- レビュー・チーム⁴⁸のうち 1 名を、理事会への最終勧告取り纏めの責任者とする⁴⁹；
- レビューの実施過程において、PDD の修正等に関しプロジェクト参加者及び DOE がレビュー・チームと行うやり取りは、レビュー・チームの責任者が適切と判断した場合に、複数回行うことを可能とする。

改善案に関する理事会メンバーの議論では、①理事メンバーによる評価体制を強化する方向性を持つ立場と、②評価レポートの作成等、外部の専門家をより多く活用することにより、レビュー体制のストリームライン化を図ろうとする立場とがあった。しかしながら、②の場合にも、レビュー実施の短期間中に量・質ともに適切な専門家を確保できるのか、といった疑問が示された。今回合意に至らなかった点については、次回会合以降、引き続き検討が行われる。

2-6-3. 早期実施プロジェクトの遡及クレジット

マラケシュ合意及び COP 9 決定に従い、早期実施プロジェクトによるクレジット獲得のためには、2005 年 12 月 31 日までに登録申請を行う必要がある⁵⁰。これについて、京都議定書の発効の遅れや、方法論の承認の難航等を背景に、期限の延期等を含め、見直しの実施を検討するよう要請するコメントがプロジェクト参加者や DOE より提出されている。とりわけ、植林・再植林 CDM については、①植林・再植林 CDM の方法論及び手続きが決定したのは COP9 (2003 年末) と他の CDM よりも 2 年遅れたこと、②小規模の吸収源 CDM の方法論や PDD 様式の規定がなされていないこと、③吸収源 CDM は承認された方法論がなく、プロジェクト登録の実績もないことから、早期実施クレジットについて取扱が検討されるべきといった意見がプロジェクト参加者から出されている。

今次公開会合では、本件については、排出源 CDM と植林・再植林 CDM のそれぞれについて、遡及クレジットとしての申請資格等について規定内容の整理が行われたが、その解釈についてはメンバー間で大きく隔たりがあることが観察された。このため、CDM 理事会議長は、本件に関し CDM 理事会としての具体的勧告等の意思決定は行わない可能性を示唆した⁵¹。

2-7. 登録後の手続き

前回までの理事会会合で CDM 登録が了承されたプロジェクトの中には、すでにモニタリ

⁴⁸ 上記注 42

⁴⁹ ただし、担当者内でコンセンサスの成立を図るのではなく、異なる見解が示された場合には、論点を明確にした上で、それらを理事会に示すこと、といった議論があった。

⁵⁰ ①Decision 17/CP.7, para.13 マラケシュ合意採択以前に実施されたプロジェクトについて、プロジェクト開始が 2000 年以降であるものについては、期限までに登録申請を行えばクレジットの獲得が可能とされた。②Decision 18/CP.9, para.1.(c) マラケシュ合意採択以降に実施されたプロジェクトについても、プロジェクト開始が 2000 年以降であるものについては、期限までに登録申請を行えば早期実施に対応したクレジットの獲得が可能とされた。

⁵¹ なお、今次会合報告書は、CDM 理事会は、COP/MOP に対する clarification and request for guidance に関する合意に向け本件に関する検討を継続するとしている。

ング段階に入っているプロジェクトがある。このため、これまでに詳細の策定がなされていなかったモニタリング報告書の提出や、クレジット発行申請等に関する手続きの整備が行われている。今次会合までに、CDM 理事会メンバー間の電子決裁により、「CER の発行に関する検証報告書及び認証報告書／発行申請手続き⁵²」並びに「認証／検証報告書及び発行申請の提出フォーム」が合意され、策定された。

2－8．CDM 登録簿

CDM 登録簿の設置に向け、CER の発行・移転等、CER の一連のトランザクションについて包括的手続き案の作成が事務局により進められている。今次会合では、前回会合での検討に引き続き、CER の移転等に関し、政策的な観点から理事会の検討が必要となる論点について、担当理事会メンバーから提出された勧告に基づき検討が行われた。

このうち下記につき合意された：

- CDM 登録簿内に開設されるプロジェクト実施者の保有口座（附属書 I 国については国別登録簿が稼動するまでの暫定保有口座）は、当該プロジェクト実施者に対し承認レターを発行した Party に関連づけされる；
- CER の分配の結果、端数が出た場合には、プロジェクト参加者による要請内容に従うこととし、要請がない場合には適応ファンドに移転；
- 附属書 I 国からの承認レターが得られている場合、CER の国別登録簿内口座への移転は、非附属書 I 国の保有口座の代表者による要請を受け行われる；
- CDM 登録簿内の口座の保有、取引情報の合計は、CDM 理事会及び口座に関連付けされた DNA に対して開示される。

他方、下記の論点は今次会合では合意に至らず、次回会合以降に引き続き検討されることとなった。これらは、CDM 登録簿の設置作業のみならず、プロジェクト参加者が直面する不確実性を低減するためにも早急に対応することが求められる：

- CDM の運営費のために支払われる納付金（share of proceeds）；
- CER の分配を行う際、CDM 登録簿内の保留口座（pending account）に一部の CER を残す部分的分配の可否と、最終的にすべての CER の分配が行われるまでの期限（本件については、期限を 8 週間または 26 週間とし、期限を過ぎた CER については全量を取り消し口座に移転するといった案が提示されたが、このような CER 分配方法について、マラケシュ合意の規定に沿わないとの見解が一部メンバーより示された）；
- ユニラテラル CDM 及び通常の CDM から発生する CER を附属書 I 国が取得し口座に移転する際の承認レターの発行等を含む手続き。

2－9．その他

①CDM 理事会運営計画（マネジメントプラン）

COP10 の決定に基づき、CDM 理事会の運営計画（マネジメントプラン）の策定が進められている。マネジメントプランは、統合方法論の策定の促進や、運営体制の効率化といった COP による要請に対応することを目的に、CDM 理事会、各パネル及びワーキング・グループ、DOE、事務局の各アクターについて、今後の作業負荷の予想、求められる役割、機能強化のために考えられる施策等についてまとめたもので、今次会合では、事務局からプレゼンテーションが行われた。

これについて理事会メンバーからは、運営体制の効率化、優先課題の特定といった点が

⁵² Procedures relating to verification report and certification report/request for issuance of CERs,
<http://cdm.unfccc.int/Reference/Procedures>

重視されるとの考え方が示された。また、理事会のあり方については、監督機関としての役割に移行し、個別事項の検討・決定については、パネル、ワーキング・グループ、DOE、事務局の役割を強化するべきといった考え方がメンバーの中で持たれていることが議長より述べられた。しかしながら、こうした体制を実現するには、予算上の制約や、専門家の不足といった問題点があることが言及された。

マネジメントプランは、今次会合での議論等を反映した修正案が 7 月中に理事メンバーに送付され、電子決裁にかけられる予定となっている。最終的には COP/MOP1 に提出される。

②パネル・ワーキング・グループの議長・副議長の選任手続き

パネル、ワーキング・グループの議長・副議長の選任に関する規定について検討が行われた。本件は、①任期に関する規定がないことから、理事会メンバーとしての再選に伴い、パネル・ワーキング・グループにおいて同一の議長が就任し続けていること（具体的には方法論パネル及び信任パネル）、②信任パネルを除き、方法論パネル、植林・再植林ワーキング・グループ、小規模 CDM ワーキング・グループにおいて附属書 I 国のメンバーが議長を務めていることに対し、地域バランスを考慮した選任手続きの策定が必要との見解が理事会メンバーから出されたことが背景になっていると思われる（下記「参考表 2」参照）。しかし、討議の結果、毎年はじめの理事会において議長、副議長の選任を行うことが明示的に確認されたものの、特段追加的な規定の策定には至らなかった。

③オブザーバーとの意見交換

主に下記につきオブザーバーよりコメントが述べられた：

- 承認済み方法論の改訂について：承認済み方法論を用いてプロジェクトを実施しているプロジェクト参加者の立場に鑑み、承認済み方法論が置換される際の手続き、また、当該方法論を用いたプロジェクトが登録済みである場合の規定について明確化が求められる；また、承認済み方法論のマイナーな改訂が行われる場合に猶予期間が設けられていない点について再検討が求められる。
- 統合方法論の策定について：統合方法論策定が制度全体としてのメリットとなる点は認識されるが、一方、新規に提出され、承認が待たれる方法論の統合化が決定した場合、統合化作業のために当該方法論が使用可能となるまでに時間がかかる現状は、当該方法論の提案者（プロジェクト参加者）にとっては負荷になる点につき、考慮されるべき。
- 小規模 CDM のバンドリングについて：すでに多くのプロジェクトがより柔軟なバンドリングの解釈に基づき設計されており、柔軟性を欠いた規定が採択された場合には、小規模プロジェクトへの影響が大である；バンドリングに関する取引費用の削減可能性について、理事会・ワーキング・グループ側の見解に妥当でない面がある；クレジット期間を同一とするとの規定は非現実的等。

(参考)

表 1 : 第 20 回 CDM 理事会参加メンバー

理事	理事代理
<i>Mr. John W. Ashe</i> (アンティグア・バブーダ)	Ms. Desna M. Solofa (サモア)
Mr. Jean-Jacques Becker (フランス)	Ms. Gertraud Wollansky (オーストリア)
Mr. Martin Enderlin (スイス)	<i>Mr. Hans Jürgen Stehr</i> (デンマーク)
Ms. Sushma Gera (カナダ)	Mr. Masaharu Fujitomi (日本)
<i>Mr. John Kilani</i> (南アフリカ)	Mr. Ndiaye Cheikh Sylla (セネガル)
Mr. Xuedu Lu (中国)	<i>Mr. Juan Pablo Bonilla</i> (コロンビア)
Mr. José Miguez (ブラジル)	Mr. Clifford Mahlung (ジャマイカ)
Mr. Richard Muyungi (タンザニア)	Mr. Hernan Carlino (アルゼンチン)
Mr. Rajesh Sethi (インド)	Ms. Lianna Bratasida (インドネシア)
Ms. Marina Shvangiradze (グルジア)	Ms. Anasassia Moskalenko (ロシア)

(注) : イタリック体は今次会合は欠席 ; () 内は出身国を示すが、理事メンバーは国連定義の 5 地域から 5 名、附属書 I 国から 2 名、非附属書 I 国から 2 名、島嶼国から 1 名の代表として就任。

表 2 : 理事会 (EB)、パネル (P)、ワーキング・グループ (WG) の議長・副議長

EB, P, WG	議長	副議長
理事会	Sushma Gera	Xuedu Lu
信任パネル	John Kilani	Marina Shvangiradze
方法論パネル	Jean-Jacques Becker	José Miguez
植林・再植林 WG	Martin Enderlin	José Miguez
SSC-WG	Gertraud Wollansky	Richard Muyungi

お問い合わせ先 : report@tky.ieej.or.jp